

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公開番号】特開2015-150716(P2015-150716A)

【公開日】平成27年8月24日(2015.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-053

【出願番号】特願2014-24152(P2014-24152)

【国際特許分類】

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月24日(2017.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷装置であって、

印刷媒体に印刷する印刷ヘッドと、前記印刷媒体の搬送方向と交差する走査方向の端部を検出する非接触式の検出部とを搭載し、前記走査方向に走査されるキャリッジと、

前記キャリッジの走査領域と対向する位置に配置され、前記搬送方向に沿って延在する状態で前記走査方向に沿って複数配置された凸部と、

前記凸部上に前記印刷媒体を搬送する搬送部と、

前記凸部の位置を記憶する記憶部と、

前記印刷装置を制御する制御部と、を有し、

前記制御部は、前記検出部によって前記印刷媒体の一方の端部位置を検出した際に、当該一方の端部位置が前記記憶部に記憶された前記凸部の位置と重なる位置である場合、前記印刷媒体の他方の端部位置を検出して、当該他方の端部位置に基づいて、前記一方の端部位置を決定することを特徴とする印刷装置。

【請求項2】

前記検出部によって検出した前記他方の端部位置を、前記印刷媒体の情報に基づく前記他方の端部位置の理論位置と比較することで、前記一方の端部位置を決定することを特徴とする請求項1に記載の印刷装置。

【請求項3】

前記一方の端部位置が前記凸部と重ならない位置である場合は、前記他方の端部位置の検出はしない、ことを特徴とする請求項1又は2に記載の印刷装置。

【請求項4】

前記一方の端部位置が前記凸部と重なる位置にある場合は、前記他方の端部位置が前記凸部の位置と重ならない位置になるように前記複数の凸部が位置設定されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の印刷装置。

【請求項5】

前記制御部は、前記一方と前記他方との両方の端部位置を検出した場合は、前記両方の端部位置に基づく実測値に基づいて前記一方の端部位置を決定することを特徴とする請求項4に記載の印刷装置。

【請求項6】

前記制御部は、前記凸部の光反射率が閾値以下と判定する場合は、前記一方の端部位置と前記凸部の位置とが重なる場合であっても、他方の端部位置を検出しない、ことを特徴とする請求項4に記載の印刷装置。

【請求項7】

前記制御部は、前記両方の端部位置に基づいて前記実測値として印刷媒体の走査方向の幅を求め、当該幅と前記他方の端部位置とに基づいて、前記一方の端部位置を決定する、ことを特徴とする請求項5に記載の印刷装置。

【請求項8】

前記制御部は、前記凸部の摩耗度合を示す指標を直接又は間接的に検出し、前記指標が閾値以下である場合は、検出された前記一方の端部位置と前記記憶部に記憶された前記凸部の位置とが重なる場合であっても、他方の端部位置を検出せず、一方、前記指標が閾値を超えた場合は、前記検出部によって検出された前記一方の端部位置が前記凸部の位置と重なる位置である場合、前記他方の端部位置を検出して、当該他方の端部位置に基づいて前記一方の端部位置を決定する、ことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか一項に記載の印刷装置。